

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の四第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、同法第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の四の五第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十四条第九項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに同法第九十三条の二第五項の規定に基づき、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p>(内部統制報告書の記載事項)</p> <p>第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長(第十条及び第十一条の二第一項において「財務局長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(内部統制監査報告書の記載事項)</p> <p>第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、署名しなければならない。ただし、指定証明(公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。)又は特定証明(同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)又は当該特定証明に</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p>(内部統制報告書の記載事項)</p> <p>第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長(第十条及び第十一条の二)において「財務局長等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(内部統制監査報告書の記載事項)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> |

係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一 「略」

二 前号ロの意見の根拠

〔三〕六 略

2 前項第一号ロの意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

〔一〕三 略

3 第一項第二号の意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一・二 略〕

三 第一項第一号ロの意見が前項第二号に掲げる意見である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

四 第一項第一号ロの意見が前項第三号に掲げる意見である場合には、内部統制監査の対象となった内部統制報告書が不適正である理由及び当該内部統制報告書が不適正であることが財務諸表監査に及ぼす影響

4 第一項第三号の経営者及び監査役等の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一〕三 略

5 第一項第四号の内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法

一 「同上」

二 前号ロに掲げる意見の根拠

〔三〕六 同上

2 前項第一号ロに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

〔一〕三 同上

3 第一項第二号に掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一・二 同上〕

三 第一項第一号ロに掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

四 第一項第一号ロに掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、内部統制監査の対象となった内部統制報告書が不適正である理由及び当該内部統制報告書が不適正であることが財務諸表監査に及ぼす影響

4 第一項第三号に掲げる経営者及び監査役等の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一〕三 同上

5 第一項第四号に掲げる内部統制監査を実施した公認会計士又は

人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一〇五 略〕

6 第一項第五号に掲げる事項は、次に掲げる事項その他の内部統制監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調すること又はその他説明することが適当であると判断した事項について区分して記載するものとする。

一 内部統制報告書に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由の記載がある場合には、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響

二 前号に規定する場合において、当該事業年度の末日後に、開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容

〔三・四 略〕

7 前項の場合において、内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨の記載があるときは、当該記載がある旨を第一項第一号の意見に含めて記載するものとする。

8 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載し

。監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

〔一〇五 同上〕

6 〔同上〕

一 内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響

二 前号の場合において、当該事業年度の末日後に、開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

〔三・四 同上〕

〔項を加える。〕

7 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号に掲げる意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報

なければならない。

(監査証明を受けることを要しない上場会社等の規模)

第十条の二 法第九十三條の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、法第二十四條第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第四條の二の七第一項各号に掲げるものに限る。)の発行者に該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る連結貸借対照表若しくは貸借対照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上であることとする。

(訂正内部統制報告書の提出等)

第十一条の二 「略」

- 2 前項の訂正報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 訂正の対象となる内部統制報告書の提出日
 - 二 訂正の理由
 - 三 訂正の箇所及び訂正の内容
- 3 前項第一号の訂正の対象となる内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、第一項の

告書に記載しなければならない。

(監査証明を受けることを要しない上場会社等の規模)

第十条の二 法第九十三條の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、法第二十四條第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券(令第四條の二の七第一項各号に掲げるものに限る。)の発行者に該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る連結貸借対照表若しくは貸借対照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上であることとする。

(訂正報告書の提出先)

第十一条の二 「同上」

「項を加える。」

訂正報告書に開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、前項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 当該開示すべき重要な不備の内容
- 二 当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況
- 三 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯
- 四 当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由

(外国会社訂正報告書の提出要件)

第十六条 法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、外国会社が訂正報告書に代えて外国会社訂正報告書（同項に規定する外国会社訂正報告書をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社訂正報告書の提出等)

第十七条 「略」

(外国会社訂正報告書の提出要件)

第十六条 法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、外国会社が訂正報告書に代えて外国会社訂正報告書（同項に規定する外国会社訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社訂正報告書の提出等)

第十七条 「同上」

2 「略」

- 3 前項第一号の訂正の対象となる内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、外国会社訂正報告書に開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、同項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について日本語によって記載するものとする。
- 一 当該開示すべき重要な不備の内容
 - 二 当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況
 - 三 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯
 - 四 当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由

第一号様式

【表紙】

内部統制報告書
金融商品取引法第24条の4の4第__項
____財務(支)局長
____年 月 日

【提出書類】
【根拠条文】
【提出先】
【提出日】
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】(5)

名称 _____
名称 _____
名称 _____
名称 _____

2 「同上」

「項を加える。」

第一号様式

【表紙】

内部統制報告書
金融商品取引法第24条の4の4第__項
____財務(支)局長
____年 月 日

【提出書類】
【根拠条文】
【提出先】
【提出日】
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】(5)

名称 _____
名称 _____
名称 _____
名称 _____

(所在地)

[1～5 略]

(記載上の注意)

[1]～(6) 略]

(7) 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

[a～c 略]

d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法、根拠等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

(8) 評価結果に関する事項

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる事項のいずれかを記載するものとする。

[a～d 略]

(9) 付記事項

a [略]

b 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容を記載すること。なお、当該提出日までに、当該措置により当該開示すべき重要な不備を是正し、財務報告に係る内部統制が有効であると判断した場合には、当該措置の内容と併せて当該措置が完了した旨を記載することができる。

c 当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合には、その是正状況

当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合において、当事業年度の末日までに当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正状況を記載すること。ただし、当該是正状況の記載内容が当該内部統制報告書に記載している事項又は当事業年度に係る内部統制報告書に記載する(8)cに掲げ

(所在地)

[1～5 同左]

(記載上の注意)

[1]～(6) 同左]

(7) [同左]

[a～c 同左]

d [同左]

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

(8) [同左]

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。

[a～d 同左]

(9) [同左]

a [同左]

b [同左]

事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。

[加える。]

る事項と同一の内容となる場合には、これを記載しないことができる。

(10) 【略】

第二号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【会社名】 (2)

【代表者の役職氏名】 (3)

【最高財務責任者の役職氏名】 (4)

【代理人の氏名又は名称】 (5)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】 (6)

名称

(所在地)

【1～5 略】

(記載上の注意)

【(1)～(7) 略】

(8) 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

【a～c 略】

d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法、根拠等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

(9) 評価結果に関する事項

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる事項のいずれかを記載するものとする。

【a～d 略】

(10) 付記事項

a 【略】

b 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施され

(10) 【同左】

第二号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【会社名】 (2)

【代表者の役職氏名】 (3)

【最高財務責任者の役職氏名】 (4)

【代理人の氏名又は名称】 (5)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】 (6)

名称

(所在地)

【1～5 同左】

(記載上の注意)

【(1)～(7) 同左】

(8) 【同左】

【a～c 同左】

d 【同左】

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

(9) 【同左】

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。

【a～d 同左】

(10) 【同左】

a 【同左】

b 【同左】

| | |
|--|---|
| <p>た措置がある場合には、その内容</p> <p>事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容を記載すること。なお、当該提出日までに、当該措置により当該開示すべき重要な不備を是正し、財務報告に係る内部統制が有効であると判断した場合には、当該措置の内容と併せて当該措置が完了した旨を記載することができる。</p> <p>② 当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合には、その是正状況</p> <p>当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合において、当事業年度の末日までに当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正状況を記載すること。ただし、当該是正状況の記載内容が当該内部統制報告書に記載している事項又は当事業年度に係る内部統制報告書に記載する(9)②に掲げる事項と同一の内容となる場合には、これを記載しないことができる。</p> <p>(11) [略]</p> | <p>事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。</p> <p>[加える。]</p> <p>(11) [同左]</p> |
|--|---|

備考 表中の「」の記載は下記による。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第六条の規定並びに同令第一号様式及び第二号様式は、この府令の施行の日以後に開始する事業年度に係る内部統制報告書に係るものについて適用し、同日前に開始した事業年度に係る内部統制報告書に係るものについては、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第三条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等) 第十九条 「略」</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>「一〇九の三 略」</p> <p>九の四 提出会社において、監査公認会計士等(当該提出会社の財務計算に関する書類(法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。))について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。))若しくは監査法人(以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。))又は当該提出会社の内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。))について、法第</p> |
| <p style="text-align: center;">改正前</p> | <p style="text-align: center;">(臨時報告書の記載内容等) 第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇九の三 同上」</p> <p>九の四 「同上」</p> |

百九十三条の第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。

）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が内部統制監査公認会計士等になること）をいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。

）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

| | |
|---|---|
| <p>であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が作成した内部統制監査報告書（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号。以下この号及び第二十一条第一項第一号において「内部統制府令」という。）第一条第二項に規定する内部統制監査報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した内部統制報告書に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容</p> <p>(i) 〔略〕</p> <p>(ii) 内部統制府令第六条第八項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由</p> <p>〔4〕～〔6〕 略</p> <p>〔十〕～十九 略</p> <p>〔3〕～11 略</p> | <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>(i) 〔同上〕</p> <p>(ii) 内部統制府令第六条第七項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由</p> <p>〔4〕～〔6〕 同上</p> <p>〔十〕～十九 同上</p> <p>〔3〕～11 同上</p> |
|---|---|

備考 表中の「」の記載は注記である。